

2009 年第 55 號法律公告

《2009 年更生中心 (指定) (修訂) 令》

(由保安局局長根據《更生中心條例》(第 567 章) 第 3 條作出)

1. 生效日期

- (1) 本命令 (第 2(a) 條除外) 自 2009 年 5 月 21 日起實施。
- (2) 第 2(a) 條自 2009 年 6 月 15 日起實施。

2. 本條例第 3(a) 條所指的更生中心

《更生中心 (指定) 令》(第 567 章，附屬法例 B) 附表 1 現予修訂——

(a) 廢除第 1 項；

(b) 加入——

- “4. 勵志更生中心 (位於石澳道與歌連臣角道交界名為龍脊的地方的用地及建築物)”。

保安局局長
李少光

2009 年 3 月 23 日

註 釋

現時位於石壁水塘道 35 號的勵志更生中心將遷移至石澳道與歌連臣角道交界。

2. 本命令修訂《更生中心 (指定) 令》(第 567 章，附屬法例 B) 附表 1，以——
 - (a) 終止指定現址的勵志更生中心為更生中心；及
 - (b) 指定遷移後的勵志更生中心為更生中心。